

# コンタクトレンズ検査料について

## (厚生労働大臣が定める揭示事項)

### ■ 診療費について

当院は、初診料(291点)、再診料(76点)、コンタクトレンズ検査料1(200点)を算定する医療機関となっております。

尚、過去に当院にてコンタクトレンズを処方されている方に関しては再診となります。

※下記医療機関でコンタクトレンズを処方されている場合も再診となります。

・東北医科薬科大学病院

### ■ コンタクトレンズ診療を担う医師

安田 尚子(眼科診療経験:27年)

※眼の病気の状態や過去の手術歴等によってはコンタクトレンズ検査料ではなく通常の眼科検査で請求する場合があります。上記項目含め、ご不明な点等はスタッフまたは医師にお問い合わせ下さい。